

大学構内における交通事故防止措置要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成22年 5 月27日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

大学構内における交通事故防止措置要項の一部を改正する要項

大学構内における交通事故防止措置要項(昭和56年3月17日制定)の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

自動車入構証交付要領の一部を改正する要領を次のように制定する。

平成22年 5 月27日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

自動車入構証交付要領の一部を改正する要領

自動車入構証交付要領(昭和57年2月4日制定)の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

交通環境整備費の取扱いの一部を改正する取扱いを次のように制定する。

平成22年 5 月27日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

交通環境整備費の取扱いの一部を改正する取扱い

交通環境整備費の取扱い(平成17年3月24日制定)の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

大学構内における交通事故防止措置要項の一部改正について

改正理由：環境安全委員会規程の改正により，学内の交通安全に関する審議は役員会で行うことに伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(要項の改廃) 第14 この要項の改廃は，<u>役員会</u>の議を経て学長が定める。</p> <p>(その他) 第15 この要項に定めるもののほか，必要な事項は，<u>役員会</u>の議を経て学長が別に定める。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要項は，平成22年5月27日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(要項の改廃) 第14 この要項の改廃は，<u>環境安全委員会</u>の議を経て学長が定める。</p> <p>(その他) 第15 この要項に定めるもののほか，必要な事項は，<u>環境安全委員会</u>の議を経て学長が別に定める。</p>

自動車入構証交付要領の一部改正について

改正理由：環境安全委員会規程の改正により，学内の交通安全に関する審議は役員会で行うことに伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="280 359 353 391">〔省略〕</p> <p data-bbox="190 430 817 462">9 この要領の改廃は，<u>役員会</u>の議を経て学長が定める。</p> <p data-bbox="257 502 347 534"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="212 539 728 571"><u>この要領は，平成22年5月27日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1243 359 1317 391">〔省略〕</p> <p data-bbox="1153 430 1892 462">9 この要領の改廃は，<u>環境安全委員会</u>の議を経て学長が定める。</p>

交通環境整備費の取扱いの一部改正について

改正理由：環境安全委員会規程の改正により、学内の交通安全に関する審議は役員会で行うことに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(使途)</p> <p>第4条 整備費は、自然環境の保全及び交通環境の整備に関する事業に使用するものとする。</p> <p>2 整備費の執行に当たっては、役員会の承認を得なければならない。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成22年5月27日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(使途)</p> <p>第4条 整備費は、自然環境の保全及び交通環境の整備に関する事業に使用するものとする。</p> <p>2 整備費の執行に当たっては、<u>環境安全委員会の議を経て</u>、役員会の承認を得なければならない。</p> <p>[省略]</p>